

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画(一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準)

維持管理の技術上の基準	埋立地の名称
	扇田環境センター 熊本市北区頁町 1567 番地
1 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	<p>廃棄物の飛散及び流出防止措置</p> <p>1) 埋立地内 埋立作業時(サンドイッチ・セル式)には以下の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適宜散水を行う。 ・作業終了後に即日覆土及び定期的な中間覆土を行う。 ・埋立完了後に最終覆土を行う。 <p>2) 搬入道路等の導線部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付着した土砂等を除去するために適宜散水を行う。
2 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	<p>悪臭の発散防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業終了後に即日覆土及び定期的な中間覆土を行う。 ・埋立完了後に最終覆土を行う。
3 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	<p>防火対策措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火気厳禁」等の看板を搬入の入口付近に設置して、火災に対する注意を喚起する。 ・主要建物及び箇所に消火器を常備する。 ・埋立地内に火災発生時の消火用として散水車を待機させる。
4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	<p>害虫発生防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入物に飲食物の混入等がないか受付、積み下ろし段階でのチェックを行う。 ・整理整頓を常時実施し、埋立地内の衛生管理の徹底を図る。
5 囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。	<p>部外者に対する進入防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に供する敷地については、全体をフェンス等で囲う。 ・業務終了後は、施錠し施設全体を閉鎖する。
6 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	<p>立札等の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場である旨等の必要事項を表示した立札を搬入の入口付近に設置し、表示内容が変更した場合は適宜書き換えを行う。
7 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	<p>擁壁等の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な(月1回程度)点検を実施し、異常が認められたときは必要な措置を講じる。

<p>8 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<p>遮水工の損傷防止措置</p> <p>1) 基底部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮水シート上部を保護層(碎石、山砂)で覆い、破損した場合はその都度補修を実施する。 <p>2) 法面部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法面との境界付近は山砂で保護した後埋立を行う。
<p>9 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>遮水工の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表面露出部は定期的な(月1回程度)点検を実施し、異常が認められたときは、補修等必要な措置を講じる。 ・ 埋立部の異常は、湧水の水質監視を定期的(週1回程度)に実施し、異常が認められたときは必要な措置を講じる。
<p>10 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目(※1)、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>イ～ロに係る水質試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イについては実施済みであり、結果を記録している。 ・ ロについては、定期的(年1回)に実施し、結果を記録する。 ・ ハについては、定期的(月1回)に実施し、結果を記録する。また、この結果について異常が認められた場合は速やかに必要な水質検査を実施し、記録する。
<p>11 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>異常時の対応措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかに原因を調査し、必要な対策を講じる。
<p>12 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>雨水混入防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水排水施設の点検及び清掃を適宜実施する。 ・ 必要に応じ、側溝、堰堤等の雨水排除施設を整備する。
<p>13 調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>調整槽の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時点検を実施し、異常が認められた場合は補修等の必要な対策を講じる。

<p>14 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 排水基準等に係る項目(2)に規定する項目を除く。)について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>浸出水処理施設の維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イについては、ハの結果に基づき処理施設の機器及び投入薬品等の調整を行う。 ・ロについては、常時点検し、異常が認められた場合は、速やかに必要な対策を講じる。 ・ハの(1)については、定期的(年1回)に実施し、結果を記録する。 ・ハの(2)については、定期的(月1回)に実施し、結果を記録する。
<p>14の2 浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管の凍結による損壊のおそれのある部分に有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<p>導水管等の凍結防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凍結による損壊のない地中埋設部分以外の露出部については、常時点検を実施し、異常が認められた場合は補修等の必要な対策を講じる。
<p>15 埋立地の周囲に設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>開渠等の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的(年1回程度)に実施し、土砂等の堆積が認められた場合は適宜浚渫等を行う。
<p>16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<p>通気装置を設けている。</p>
<p>17 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。</p>	<p>供用中であるため非該当</p>
<p>18 閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>供用中であるため非該当</p>
<p>19 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>原則として年に1回、現地測量を実施し結果を記録する。</p>
<p>20 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置(法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。)の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>	<p>維持管理記録を作成し、施設内で保管する。 ただし、種別搬入搬出量及び埋立委託実績等については本庁で管理する。</p>

※1 地下水等検査項目：アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアン、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサソ、クロロエチレン